

社会福祉法人 林愛会 令和6年度事業計画

I 社会福祉法人 林愛会

1 基本理念

子ども・家庭・地域と共に（共育）

子どもたちは、「世の宝」と言われるよう、未来への懸け橋となることが重要である。子ども一人一人の笑顔を守るために、本来あるべき家庭の温かさを守るために、地域の人々のつながりの中で支えあい、ともに生きることの喜びを知る。どのような環境にあろうとも、心身ともに健やかに成長・発達していくよう見守り、支援していくことは、社会の責務である。

社会福祉法人 林愛会は、一人ひとりの子どもが、将来自立した社会人として成長できるように、よりよい環境を提供し、愛情と必要な支援を行うとともに、法人の持つ専門性を活かして、地域の児童や家庭を支援していくことを使命とする。

2 本年度の基本方針

こどもまんなか社会の実現を目指して、これまで幾度となく改正されてきた児童福祉法が今年6月に一部改正される。今回の改正のポイントが8つあり、直接関係するポイントが5つ、間接的に関係するポイントが3つと分けることが出来る。法人として直接関係するポイントをしっかりと押さえて実行していく。

児童養護施設に対しては、①「児童養護施設の年齢制限の撤廃」これは、年齢の上限が定められていたことで、退所後の支援が行き届かず、生活費や学費、精神的な不安を抱える児童が多く、社会で孤立することを未然に予防するために、20歳以降に「児童自立生活援助事業」を活用して必要とされる時期まで自立支援を継続できる。

児童家庭支援センターに対しては、②「児童相談所の支援の強化」これは、児童相談所と民間が協働して「親子再統合事業」を促進していく。このことから、事業所単独での関りではなく、児童相談所とこれまで以上に連携を図り、地域の中で支援していく必要がある。子どもは、家庭養育を基本とする児童福祉法の基本的な考え方の中、改正される重要なポイントの一つである。

地域支援センターに対しては、③「障がい児支援の質の底上げ」これは、児童を取り巻く環境へも配慮していくことが望ましいとされ、幅広い高度な専門性に基づく家庭支援の実施や5年以上の経験を有する職員配置の強化など、従来の居場所ではなく一步踏み込んだ障がい児を含む家庭支援へと変化している。

法人全体に対しては、④「新たな資格子ども家庭福祉ソーシャルワーカー」これは、児童虐待を受けた児童の保護や対応について、十分な知識・技術を有する専門家である。国の基準を満たした認定機関が認定した研修などを経て取得することが出来る認定資格となる。

次に⑤「家庭支援事業の強化」これは、「アウトリーチ、居場所づくり、親子関係の形成」

と、地域の中で子どもを育てていくための基本的な取り組みである。

上記の①～④は基本をしっかりと理解し、職員が協力して確実に実施していく。⑤に関しては、今年度の重点的な取り組みとし、国が示す方向性を十分理解し、法人全職員が一丸となり、従前から目指してきた「地域に根差した社会福祉法人」として、子どもを主体とし、児童や子育て家庭を支援するための取り組みを通して地域の子育て支援拠点となるよう一層強力に推進していく。

3 重点的な取り組み

① アウトリーチ

地域支援課、指導課とともに、アフターケアへの積極的な取り組み。家庭引き取り後、協力して家庭を丸ごと支える。子育てに関する情報の提供や養育に関する援助を行う。
卒業後の見守り強化。電話連絡だけでなく、訪問して寄り添いながら支援し、見守る。
地域の子育て拠点となれるように、児童相談所、行政、関係機関との連携を図りながら、要保護家庭、要支援家庭への積極的介入。

② 児童の居場所づくり

養育環境に恵まれない児童に対して、安心安全な居場所の提供、食事の提供、学習のサポート、保護者への相談支援を行う。必要に応じて、児童相談所、行政、関係機関と連携しながら法人で支えていく。

③ 親子関係の形成

関係機関より要請があった場合は、「子どもの不適切な行動への対応の仕方」「子どもをより良い行動へと導くためのほめ方、しかり方」といったような具体的な講話やグループワークを通したペアレントトレーニングを行う。臨床心理士や社会福祉士を持つ有資格者や経験と実践から裏付けられるベテラン職員が中心となり実施していく。

令和6年度 児童養護施設 大隅学舎 事業計画

1・事業目的・経営方針

①基本理念

「子どもとともに」「家庭とともに」「地域とともに」

②基本方針

社会福祉法人林愛会の基本理念である「子どもとともに」「家庭とともに」「地域とともに」をもと

1・子どもたちの権利を尊重し、安心安全な養育を提供し、子どもの育ちとその自立を支えます。子どもの権利擁護を推進し、生きる力を育み、アフターケアの拡充に務めます。

2・家庭の養育機能の低下や児童虐待の増加という状況を踏まえ、保護者の方への支援を強化し、養育機能の回復支援や親子関係の回復支援に取り組みます。

3・児童養護施設は地域との関係性や理解により成り立っていることを自覚し、児童・職員は支えられている感謝をもって地域貢献に取り組みます。また地域の子育て支援等「地域家庭支援」の役割も果たします。

2・組織体制

①入所定員

平成29年度に示された「新しい社会的養育ビジョン」を受け、施設の小規模化・地域分散多機能化をよりスムーズに実現していくため、本年度も定員70名（本体施設44名・地域小規模児童養護施設2カ所 12名 小規模グループケア 8名 一時保護所6名）とする。

②児童構成（令和6年4月1日予定）

| | 3歳未満 | 未就学児 | 小学生 | 中学生 | 高校生 | その他 | 合計 |
|----|------|------|-----|-----|-----|-----|----|
| 男 | 1 | 3 | 7 | 4 | 4 | | 19 |
| 女 | 1 | 3 | 13 | 3 | 5 | | 25 |
| 合計 | 2 | 6 | 20 | 7 | 9 | | 44 |

③職員構成

| | | | |
|---------------|----|-------|-----|
| 統括施設長 | 1名 | 臨床心理士 | 1名 |
| 指導課長 | 1名 | 管理栄養士 | 1名 |
| 総務課長 | 1名 | 児童指導員 | 7名 |
| 地域支援課長 | 1名 | 保育士 | 10名 |
| 家庭支援専門相談員 | 2名 | 事務員 | 1名 |
| 里親支援専門相談員 | 1名 | 宿直専門員 | 2名 |
| 職業指導員 | 1名 | 嘱託医 | 1名 |
| 基幹的職員 | 1名 | 非常勤職員 | 3名 |
| 地域小規模バックアップ職員 | 1名 | | |
| | | | |

④職員配置

組織図については別紙資料参照

⑤職務について

| | |
|-----------|---|
| 統括施設長 | <input type="checkbox"/> 経営管理 <input type="checkbox"/> 処遇管理 <input type="checkbox"/> 対外事務管理 <input type="checkbox"/> 組織管理 <input type="checkbox"/> 特別事項管理 <input type="checkbox"/> 緊急事態対策 <input type="checkbox"/> 監査審査関係 <input type="checkbox"/> 総合管理 |
| 指導課長 | <input type="checkbox"/> 処遇職員の指揮監督 <input type="checkbox"/> 地域関係 処遇関係統括 <input type="checkbox"/> 支援者関係統括 <input type="checkbox"/> 学校関係統括 <input type="checkbox"/> 福祉施設関係統括 <input type="checkbox"/> 防災・保安統括 <input type="checkbox"/> 行事統括 |
| 総務課長 | <input type="checkbox"/> 事務統括 <input type="checkbox"/> 物品管理統括 <input type="checkbox"/> 法人事務局 <input type="checkbox"/> 対外関係（関連官庁・地方自治） |
| ホーム長 | <input type="checkbox"/> 児童指導員・保育士指導監督 <input type="checkbox"/> ホーム運営 <input type="checkbox"/> 学校関係調整 <input type="checkbox"/> 預かり金管理 <input type="checkbox"/> 防災防犯管理 |
| 処遇職員 | <input type="checkbox"/> 日常的ケア <input type="checkbox"/> 医療保健 <input type="checkbox"/> 学習指導 <input type="checkbox"/> 学校調整 <input type="checkbox"/> 保護者連絡調整 <input type="checkbox"/> 行事計画運営 <input type="checkbox"/> 精神道徳教育 |
| 臨床心理士 | <input type="checkbox"/> 心理的側面での職員への助言 <input type="checkbox"/> 精神科・心療内科へのつなぎ（医師との連携） <input type="checkbox"/> 精神疾患を罹患されている保護者への対応 |
| 管理栄養士 | <input type="checkbox"/> 献立表の作成 <input type="checkbox"/> 嗜好調査の実施 <input type="checkbox"/> 児童の栄養状態のチェック <input type="checkbox"/> 食品衛生の指導及び確認作業 |
| 事務員 | <input type="checkbox"/> 事務全般 <input type="checkbox"/> 対外関係（来客・電話） <input type="checkbox"/> 支援者関係 |
| 里親専門相談員 | <input type="checkbox"/> 大隅地区での新規里親開拓、里親制度の普及のための里親制度説明会の実施 <input type="checkbox"/> 里親関係の研修の実施 |
| 家庭支援専門相談員 | <input type="checkbox"/> 家庭との連絡調整 <input type="checkbox"/> 家庭復帰へ向けた関係機関との連携 <input type="checkbox"/> 児童と保護者との関係調整 <input type="checkbox"/> ペアレントトレーニングの実施 |

3・児童処遇

①養護

児童と職員が家庭的な生活をイメージできる体験を積む機会を設ける。また様々な行事や体験を通して、より豊かな社会性を培い、努力することを尊び、思いやりの心を養う経験を積むことで自尊感情を育む。

②健康管理

- 毎年夏期・冬期に嘱託医児童健康診断を実施
- インフルエンザ・新型コロナウィルスの予防接種の実施

- 学校保健にて通知があった診療科での早期診療
 - 慢性疾患への定期検診の実施
 - 気温における寝具・衣類・空調の管理
 - 身体衛生・口腔衛生の管理と指導
 - 入所時健康診断及び定期通院情報の共有
 - 食物アレルギーにおける医師と管理栄養士との連携
 - 退所時の保護者及び連携医療機関との情報共有
 - 地域保健センターとの情報共有（感染症関連）
- ②行事
- 児童全体行事の実施（キャンプ・レクリエーション）を実施し児童・職員間の交流を図り充実した時間を共有する。
 - 季節を感じる行事（花見・海水浴・登山等）において五感を研ぎ澄ます体験
 - 誕生日会の計画については十分な企画運営を協議する。保護者の企画運営を促す
 - ホーム単位での行事にて児童とともに企画運営を行う機会を設ける
 - 宿泊体験（ホテル・旅館）において施設使用マナーや食事の姿勢を学ぶ機会を持つ
 - 地域行事へ積極的に参加し、地域の方々との交流を図り、地域から見守られている自覚を持つ（親子会・地域のお祭りに参加）
 - 地域において主催事業を実施し（運動会・防災訓練・餅つき）地域への存在感を誇示する。
 - 鹿児島県児童養護協議会主催行事へ参加する（球技大会・レクレーション・絵画展）
 - 施設内でのクラブ活動を積極的に活用及び活性化する
 - 登山部・・大隅半島の山々を体力に合った場所で挑戦する
四季の花や景色を楽しむ
 - 書道部・・日本の芸術に触れ、情操教育の一環として実施
作品展等に出品し研鑽に励む
 - マラソン部・・鹿児島県内のマラソン大会へ参加する
体力向上と記録への挑戦の努力を培う
 - クッキング・・食育活動の一環
作ること・喜ばせること・食べることへの興味関心の向上
買い物等で市場の仕組みを知る
 - 農業活動（ジャガイモ栽培）を通して、食物の育ちを感じ、季節感を知る
栽培した食物は地域還元で使用する（支援者へ発送・行事で調理）
- ③家庭支援
- 家庭支援専門相談員が中心となり、専属勤務体制の中で家族関係の再構築を行う
 - 地域行事や学校行事の連絡を行い、保護者の行事の参加を促す
 - 家庭支援計画は（面会調整や帰省の支援）については、家庭支援専門相談員と協働し中長期的支援計画を作成する（4月・10月）

- 4月に全戸家庭訪問を実施し、家庭環境の把握や家庭からの要望を聴取する
- 状況に応じて、児童相談所や行政機関の協力を依頼し、関係機関の連携を図る
- 子育てについての不安については各関係機関と連携して支援・助言を行う
- 武山ホームでの親子訓練事業を促進する

④療育支援

- 療育の必要な児童のニーズを掘り起こし、効果が見込まれる支援事業所を選定する
- 療育担当者との十分な支援計画書を作成し、定期的なアセスメントを行う
- 定期的な連絡会を開催し現状把握に務め、十分な機能強化を図る

⑤心理支援

- 個別面談の実施（支援対象児童との定期的面談）
- 心理療法を実施し虐待体験の心理的ケア

⑥地域小規模児童養護施設（和らべ・のぞみ）

地域の民間住宅を活用し、近隣住民と適切な関係を保ちつつ、家庭的な環境の中での支援を実施することにより、児童の社会的自立の促進及び個別的な支援を展開する

事業計画（案）については別紙参照

⑦小規模グループケア（つばめ）

地域小規模児童養護施設同様、個別的な支援を展開し、情緒の安定を図り、日常生活動作の確立を目指す。

事業計画（案）については別紙参照

〔Ⅲ〕自立支援

様々な社会体験や学校や地域での体験を通じ、自らが将来に目を向け、速やかな自立に意識を向ける支援を行う。

①高校生の自立支援

- アルバイトの奨励（長期休暇・土日祝日実施）
- 自立支援ホームでの訓練（まなびやを利用）
 - 自立訓練計画書を児童・担当職員・管理栄養士と作成し実施する。定期的なアセスメントを行いキャリアアップを実現する。訓練日誌を参考に計画書の改善を行う。
- 卒園生の帰省時に合わせ座談会の開催（県内就職・県外就職・進学）
- 鹿児島県児童養護協議会主催行事（お金の授業・テーブルマナー講座）の出席
- 措置延長・措置継続・再措置の活用
- 就業が困難な児童については、職業指導員との連携強化を行い、終業訓練、就業場所の開拓を行い就職継続の訓練を実施する
- 障害者雇用の予定の児童は特別支援学校との連携を強化し、早期の支援者との繋がりを強化する。また障害者雇用のシステムを十分に理解できるよう研鑽を積む
- レオクラブ（ボランティア）の参加を積極的に行い、献血活動・募金活動・清掃活動を通して慈愛の精神を作り上げる

②中学生の自立支援

□部活動の参加の推奨

集団で活動するための調和や保護者との関係構築のスキル習得

□進路指導の早期の定着（学習塾の活用 オープンキャンパスの参加）

進路への関心を高め将来目指すべき指標を確立する

□レオクラブ（ボランティア）の参加を積極的に行い、献血活動・募金活動・清掃活動を通して慈愛の精神を作り上げる

□お小遣い帳記載等金銭感覚の養成

③小学生の自立支援

□買い物訓練を実施。自分の「おやつ」は自分で購入する。市場の仕組みや金銭の授受や計画的な支出を覚える。職員の同伴が必要な児童については、個別な関わりも兼ねる

□クラブ活動への積極的な参加。部活動がないため、職員が用意するクラブ活動やイベントに積極的に参加し自身の活動の幅を広げる

□日常生活動作の確立。より高い動作獲得を目指し、日々の生活の中でのアセスメントを強化する

④幼児の自立支援

□ADL（日常生活動作）の確立⇒更衣・移動・入浴・排泄・睡眠・食事

□幼稚園の通学を年少学年から行い、高い幼児教育を受け成長を促す

□屋外での活動を積極的に取り入れる。（日光を浴びる・体を動かす機会を増やす）

□非日常的な体験の実施（宿泊を伴う外出・クッキング体験）

III アフターケア

退所した児童に対して「日常的な生活支援」「生活問題への対応と解決」「精神的支え」「親子関係の再構築」など包括的に支援を行い、退所後も安心して大隅学舎を頼ることが出来るようになる。

①卒園生とのバーベキュー会

8月と1月にバーベキュー会を開催し、気軽に来舎できる状況を作り、卒園生同士の懇親や職員との懇親を楽しみ、情報共有や情報の収集を図る

②卒園生の居住地訪問

県内外で就労及び進学をしている卒園生の居住地に赴き、面会を実施し、情報共有や情報の収集を図る。

③職業指導員の配置

勤労の基礎的な態度及び能力を育成し、児童が適正。能力に応じた職業選択が出来るよう、適切な相談、助言、情報の提供を行い、就労指導を実施する。また、進学を目的とした奨学金や助成金の整備を行い、進学支援を実施する。

児童虐待の増加など児童に関する社会問題の多様化に伴い、入所児童の最善の利益を守るために、職員一人一人の知識、技術の向上や行動力が求められている一方、雇用管理上、人材確保や職業定着に焦点を当てた取り組みが求められている。そこで施設の理念、方針のもと職員の育成のため、職員研修の参加、人材確保を積極的に行い、職員の意欲向上に努めている。

①人材育成

- 年間研修計画の策定（別紙研修計画参照）
- 新任職員研修の実施（大隅学舎の特色を生かした研修）
- 施設見学の実施（県内外の施設見学及び施設見学の受け入れも行う）
- 資格取得の奨励（職員の職務遂行能力と自己啓発の取り組みの支援を目的とした、資格取得に要する費用の一部を助成）

②人材確保

- 施設実習や施設見学の積極的な受け入れ
- 実習生マニュアルを策定し、施設の特色を生かした実習プログラムの実施
- 広報担当者のインスタグラム・ホームページでの活動報告や魅力発信

5 権利擁護

①権利擁護及び苦情解決体制

- 苦情解決第三者委員会の開催（9月・2月）
- 人権擁護チェックリストの実施（全国児童養護協議会作成シート 年3回）
- 児童の意見表明の場として個別の時間「お話の時間」を実施
- 施設長及び指導課長が各ホームを定期的に訪問し、会食を通じて子どもたちの意見を直接聴取する場を設ける
- 自立支援計画書策定会議の実施（児童相談所職員の参加）
- 体罰禁止の説明・意見表明権の説明（月1回 定例会時）
- 投書箱の設置と苦情解決第三者委員会のポスターの掲示
- 保護者家庭訪問の実施（4月）全戸訪問
- 保護者会の開催（8月・12月）
- 子どもの意見表明におけるアドボケイトの養成

6 危機管理

各マニュアルに記載されている事故防止の徹底を図り、入所児童及び職員の安全安心を守るため、より一層の体制強化と危機管理を図る。

①防災

- 防災避難訓練を毎月実施。年2回は大隅肝属消防組合中央消防署の立ち会いのもと訓練を行い、講評、講話をいただく

- 救急救命訓練（心肺蘇生法 AED 作動訓練）高校生と職員が受講
防災計画については別紙参照
- 能登半島地震を教訓に、大型地震（南海トラフ地震を想定）に備えた大規模訓練を実施
- ②防犯
 - 鹿屋警察署署員による防犯訓練（小中高生対象）を 4 月に実施
- ③事故防止
 - 安全委員会を月 1 回実施。ヒヤリハット事案を見直し、事故の再発防止を検討する
 - 月 1 回安全点検を実施（遊具・ブロック塀・フェンス等）
- 7 地域支援
 - ①地域交流・支援
 - 広報誌（年 2 回）の発行
 - インスタグラム・ホームページでの活動報告
 - 運動会の開催
 - あけぼの親子会での活動
 - レオクラブ・鹿屋第一ライオンズクラブ会員との活動と交流
 - 本町のお祭りの参加と出店
 - 社会福祉法人林愛会主催事業子育てシンポジウムの開催
 - 地域における子育て支援としてショートスティとトワイライトスティを積極的に受け入れる。
 - 地域の要保護児童対策地域協議会にて家庭も問題を掘り起こし、相談支援活動を実施
 - ②里親支援
 - 里親支援専門相談員の配置
 - 大隅地区での新規里親開拓、里親制度の普及のための里親制度説明会の実施
- 8 施設整備
 - 児童居室クロス修理
 - 児童居室畳の張り替え
 - ホーム廊下・多目的ホールのワックス整備
 - 厨房設備点検補修
 - 児童遊具点検補修

令和 6 年度 事業計画(案)

社会福祉法人林愛会
児童家庭支援センターつながり

1. 運営の目的

社会福祉法人林愛会の運営に基づいた長年の児童養護施設実践を活かし、地域の児童の福祉に関する諸般の問題につき、児童に関する家庭やその他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、技術的な助言を行うほか、保護を要する児童又は保護者に対する指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整等を総合的に行い、地域の児童、家庭の福祉の向上を図ることを目的とする。

2. 事業内容

(1) 地域・家庭からの相談に応ずる事業

地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行う

(2) 市町村の求めに応じる事業

市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行う

(3) 都道府県又は児童相談所からの受託による指導

児童相談所において、施設入所までは要しないが要保護性がある児童、施設を退所後間もない児童など、継続的な指導措置が必要であるとされた児童及びその家庭について、指導措置を受託して指導を行う

〈指導委託促進事業〉： 一件当たり 月額 106,000 円

(4) 里親等への支援

里親及びファミリーホームからの相談に応じる等、必要な支援を行う

(5) 関係機関との連携・連絡調整

児童や家庭に関する支援を迅速かつ的確に行うため、児童相談所、市町村、福祉事務所、里親、児童福祉施設、自立援助ホーム、ファミリーホーム、要保護児童対策地域協議会、民生委員、児童委員、母子・父子自立支援員、母子福祉団体、公共職業安定所、婦人相談員、保健所、市町村保健センター、精神保健福祉センター、教育委員会、学校等との連絡調整を行う

3. 職員の配置等

- (1) 運営管理責任者 (1名)
- (2) 相談・支援を担当する職員 (2名)
- (3) 心理療法等を担当する職員 (1名)

4. 研修・会議等計画表

| | | | |
|----|---|-----|---|
| 4月 | 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 鹿屋市 SW・MF 相談員定期連絡会 九州地区児家セン連絡会 | 10月 | 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 鹿屋市 SW・MF 相談員定期連絡会 全国児家セン研修大会 九州地区児家セン連絡会 県内児家セン連絡会 |
| 5月 | 全国児童家庭支援センター協議会総会 鹿屋市青少年問題協議会実務者会議 鹿屋市要保護児童対策地域協議会 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 九州地区児家セン連絡会 | 11月 | 鹿屋市青少年問題協議会実務者会議 鹿屋市要保護児童対策地域協議会 曾於市要保護児童対策地域協議会 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 九州地区児家セン連絡会 |
| 6月 | 鹿屋市青少年問題協議会実務者会議 曾於市要保護児童対策地域協議会 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 九州地区児家セン連絡会 | 12月 | 九州地区児童家庭支援センター研修会 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 九州地区児家セン連絡会 不登校に関する支援者の研修会 |
| 7月 | 鹿屋市要保護児童対策地域協議会 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 九州地区児家セン連絡会 | 1月 | 曾於市要保護児童対策地域協議会 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 鹿屋市 SW・MF 相談員定期連絡会 九州地区児家セン連絡会 |
| 8月 | 全国児童家庭支援センター研究協議会 鹿屋中学校不登校対策委員会 曾於市要保護児童対策地域協議会 大崎町不登校対策委員会 九州地区児家セン連絡会 | 2月 | 鹿屋市青少年問題協議会実務者会議 鹿屋市要保護児童対策地域協議会 鹿屋市青少年問題協議会代表者会議 垂水市要保護児童対策地域協議会 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 九州地区児家セン連絡会 不登校に関する支援者の研修会 |
| 9月 | 子ども SOS 地域連絡会議 鹿屋市青少年問題協議会実務者会議 大隅地域自殺対策ネットワーク会議 鹿屋市要保護児童対策地域協議 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 九州地区児家セン連絡会 | 3月 | 鹿屋中学校不登校対策委員会 大崎町不登校対策委員会 九州地区児家セン連絡会 |

5. 具体的には

24時間365日体制にて、相談対応(電話／メール／訪問／来所)等をおこなっているほか、夜間帯においても、電話相談／メール相談の対応をおこなうなど、地域住民において、より身近に相談が出来る場所として安心してもらえるよう、これまで以上に迅速な対応をおこないます。

インターネットの普及とともに学校現場においては、電子黒板やタブレット学習の導入が定着し、コロナ期を境に、オンライン授業も導入するなど、生徒自らがタブレット端末機を持つ時代となりました。家庭の都合により購入(持参)していない世帯においては、学校側から支給(貸出)するといった時代となり、生徒自らが何がしらの端末機を所有するなど、インターネットが当たり前の環境にあります。それに合わせ、当センターにおいても、子ども自らによるSOSの発信が目立つようになりました。来年度においては、自らタブレット端末機及びスマートフォンからのSOS連絡は、過去最大値となりました。

○メール相談について

インターネットの検索において、【子ども】【無料】【メール】【相談】の四つの単語を合わせて検索すると、スポンサー(広告)を除き、常に上位(1~2位)に、当センターはあります。ご存じの通り、当センターにおいてはスポンサー(広告)料の支払いはしておらず、単純に、子どもさん自らが、無料で気軽にメールで相談できる場所を検索した結果といえます。

本来であれば、検索順位が常に上位にあるということは大変喜ばしいことではありますが、これだけ多くの相談を受けるにあたり、苦しんでいるお子さんがこれだけ多くいることに対し、素直に喜べない複雑な心境にあります。当センターは、平成29年8月に鹿児島県から認可を受け、今年で7年目を迎え、県内どころか全国各地から相談を受けるように認知されるようになりました。

相談対応件数に比例する形で運営補助費をいただければ幸いなのですが、財政の厳しい鹿児島県においては、国の示している金額をはるかに下回っている現状にありますが、現場として大切なことは、まずは子どもの命です。全国各地から寄せられる相談は、夜間帯問わずあり、その都度、初期対応をおこない、翌日には必要な各関係機関へ繋ぎ、これまで、12都道府県に及ぶ関係機関と連携をはかっています。来年度も同様に、県内外問わず、連携をはかり、子どもの相談を対応していきます。

○関係機関との連携協働について

地域内における支援策としては、貧困世帯においては社会福祉協議会から協力をもらい、おもいやりネットワーク事業を充分に活用し、家族の支援にあたっています。積極的に世帯へ介入し、子どもだけでなく世帯全体を含めた家族支援をおこなうなど、他法人との連携をはかり、地域とともに支援の強化をはかっています。早期介入することにより、貧困世帯からの脱却やヤングケアラーの発見にもつながっています。全国共通ダイヤル189(いちはやく)をモットーに、当センターも早期発見早期介入に心掛け、対応します。

里親さんの支援としては、レスパイク制度を受け入れし、積極的に里子さんを預かり、所属校へ送迎するなど、子どもにおいての最善の利益を考え、里親さんへの支援を継続します。

事業実施計画書（案）

令和6年度は、放課後等デイサービス利用児童は7名、児童発達支援事業所利用児童は25名、保育所等訪問支援事業所利用児童は10名の予定で4月からスタートさせていきます。

放課後等デイサービスでは、大姶良小学校、田崎小学校、寿北、寿小学校、鹿屋特別支援学校5つの小学校に通う児童をそれぞれの支援計画に沿って運動、学習、社会性等の基本的生活習慣を身に着けさせる為、日常場面での言葉のやりとり、感情のコントロール等を個別に関わりながら支援していきます。

児童発達支援事業では、細山田こども園、寿敬心保育園、大黒保育園、信愛こどもの園、根占保育園、みなみの太陽保育園、星幼稚園、カトリック幼稚園ひなぎく保育園、豊栄保育園10カ所の保育園幼稚園に通う児童で2歳から6歳まで療育が必要とされている児童を小集団活動、個別活動（年長組）に分けながら、微細活動、粗大活動を中心に集中力を高める療育を行っていきます。実際に保護者や保育園の先生方も見学に来ていただき直接説明を行なったり、動画を視聴していきながら丁寧に個別支援の説明も行っていきます。

保育所等訪問支援事業では、細山田こども園、根占保育園、大姶良小、寿北小学校、寿敬心保育園、大黒保育園、特別支援学校、7か所の幼稚園保育園、小学校に訪問し、授業の様子を観察したり、保護者と担任の先生とケース会議を行いながら子どもたちが学校や保育園等で少しでも楽しい生活が送れるように支援していきます。

児童発達支援事業所（25名内訳）

| | | | | | | |
|----|----|----|----|----|-------|-----|
| 名称 | 大黒 | 敬心 | 信愛 | 星 | カトリック | 細山田 |
| 人数 | 4名 | 2名 | 3名 | 1名 | 2名 | 4名 |

| | | | | |
|----|----|--------|------|-----|
| 豊栄 | 根占 | みなみの太陽 | ひなぎく | その他 |
| 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 5名 |

放課後等デイサービス（7名内訳）

| | | | | | |
|----|-----|----|----|----|--------|
| 名称 | 大姶良 | 田崎 | 寿 | 寿北 | 特別支援学校 |
| 人数 | 1名 | 1名 | 1名 | 1名 | 3名 |